

れいわ ねんど
令和2年度

ほっかいどうしょう しゃじょうれい かん
北海道障がい者条例に関する
しさく すいしんじょうきょう
施策の推進状況

ほっかいどうほけんふくしぶふくしきょくしょう しゃ ほけんふくしか
北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

ほっかいどうしょう しゃじょうれい とりくみ がいよう
北海道障がい者条例による取組の概要

I しょう しゃ く すいしんほんぶ
障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部

すいしんほんぶかいぎ かいさい
(1) 推進本部会議の開催

ちじ ほんぶちよう そうごうてき けいかくてき しょう しゃしやく すいしん はか
知事を本部長とし、総合的かつ計画的な障がい者施策の推進を図るため
きょうぎ おこな
の協議を行う。

ちようさぶかい かいさい
(2) 調査部会の開催

ちいき かだいとう がくしきけいけんしゃ ちようさぶかい しんぎ かいけつ はか
地域の課題等について学識経験者からなる調査部会で、審議し解決を図る。

II

じょうれい
条例の広報

(1)

じょうれい
条例の理念や施策内容について広く道民に周知

ほっかいどうしょう しゃじょうれい おも しやく はしら
III 「北海道障がい者条例」の主な施策（3つの柱）

1 けんりようご
権利擁護
すいしん
の推進

ぎやくたい さべつとう
(1) 虐待や差別等
かいしょう
の解消

しょう しょう
(2) 障がいや障がい
しゃ たい どうみん
者に対する道民
りかい そくしん
理解の促進

2 しょう しゃ
障がい者が
く
暮らしやすい
ちいき
地域づくり

ちいき いんかい
(1) 地域づくり委員会
きょうぎ
の協議

ちいきしえんだいせい
(2) 地域支援体制づく
すいしん
りの推進

3 しょう しゃ
障がい者
しゅうろうしえん
の就労支援

しょう しゃじょうれい
(1) 障がい者条例に
もと しゅうろうしえん
基づく就労支援
すいしんけいかく すいしん
推進計画の推進
きぎょうとう れんげい

(2) 企業等と連携し
しゅうろうしえん とり
た就労支援の取
くみ すいしん
組の推進

(3) しょうがいしゃしゅうろうしせつ
障害者就労施設
とう かんこうじゆ
等への官公需の
はっちゅうそくしん
発注促進

(4) しょう しゃじょうれい
障がい者条例に
もと していほうじん
基づく指定法人
せいど すいしん
制度の推進

(5) しょうがいしゃしゅうろうしせつ
障害者就労施設
とう せいひん はんろ
等の製品の販路
かくだい
拡大

ほっかいどうしょう しゃじょうれい もと れいわ ねんど おも とりくみ
 北海道障がい者条例に基づく令和2年度の主な取組

I 障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部

項目	主な取組内容
(1) 推進本部会議の開催	知事を本部長とする推進本部会議を開催し、施策の推進状況及び今後の取組方針等について協議。 ○ 開催月日 令和2年7月 主な議題 <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度北海道障がい者条例に関する施策の推進状況について 令和2年度北海道障がい者条例の取組方針について ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面開催

II 条例の広報

項目	主な取組内容
(1) 条例の理念や施策内容について、広く道民に周知	① 相談支援に関する研修会などにおいて、道職員が条例の説明を行う出前講座等を実施。 ○ 出前講座等 8回 ② 本庁及び振興局のほか、市町村等において、条例や障害者差別解消法、発達障がいについて、わかりやすく紹介したパネル展を開催。

Ⅲ 「北海道障がい者条例」の主な施策

けんりようご ずいしん

1 権利擁護の推進

こう もく
項 目

おも とりくみないよう
主な取組内容

ぎゃくたい さべつとう
(1) 虐待や差別等の
かいしょう
の解消

① 1 4 圏域に設置した地域づくり委員会において、申立等のあった
じあん きょうぎ
事案について協議。

- 地域づくり委員会への協議申立等の受付件数 3件
- 協議申立等事案の例

『ユニバーサルデザインタクシー（以下、UDタクシーとする）を利用
しようとした際、「コロナ禍の影響により減車しているので時間指定
や予約は出来ない」、「車椅子で乗車する場合、飛沫感染防止のフィ
ルムを外し座席を移動しなければならないため乗車できない」、「U
Dタクシーの表示があるタクシーを呼び止めたにもかかわらず車椅子
用のスロープを乗せていない」と予約や乗車を断られた。
予約等を拒否されることなくUDタクシーを利用したい。』

② 北海道障がい者権利擁護センターの相談・報告等対応状況

- センターへの相談・報告件数 117件
(うち虐待相談 55件)
- 虐待相談の虐待者：養護者 5件
(疑い) 施設従事者 29件
使用者 12件
施設従事者・使用者 9件
計 55件
- 虐待相談の種別・類型：身体的虐待 20件
(重複あり) 性的虐待 8件
心理的虐待 29件
放棄・放任 5件
経済的虐待 13件
計 75件

※参考 道内における障害者虐待防止法に基づく通報等状況 (令和元年度厚生労働省調査)

	養護者虐待	施設従事者等虐待	使用者虐待 (北海道労働局の対応)	計
通報等	349件	119件	23件	491件
虐待認定件数	51件	27件	25件	103件
被虐待者数	51人	47人	56人	154人

1 権利擁護の推進 (つづき)

こうもく 項目	おも とりくみないよう 主な取組内容
しょう しょう (2) 障がいや障がい者に対する道民理解の促進	ぎゃくたい さべつ く かん そうだんまどぐち じょうれい しょうがいしゅぎゃくたい ① 虐待や差別、暮らしづらさに関する相談窓口や、条例、障害者虐待防止法、障害者差別解消法等をわかりやすく説明したパンフレットを、各種イベントにおいて配布。 じょうれい ないよう かいせつ しょう しゅべつ はいりよ せつ かた ② 条例の内容を解説したパネルや、障がい種別に配慮した接し方についてわかりやすく映像化したDVDを市町村や関係団体、障害者福祉施設、民間企業等の職員向け研修や住民向け行事等に貸出し。 ほんちょうおよ しんこうきょく いしそつうしえんじょうれい およ しゅわげんご ③ 本庁及び振興局において、「意思疎通支援条例」及び「手話言語条例」の普及啓発を図るため、パネル展を開催。 しゅわこうざ とう どうが さくせい ゆーちゅーぶ けいさい こ む ④ 手話講座等の動画を作成しYouTubeに掲載、子ども向けのパンフレット「障がいのある人の暮らしやすいまちづくりを考えよう」を作成。

2 障がい者が暮らしやすい地域づくり

こうもく 項目	おも とりくみないよう 主な取組内容
ちいき いいん (1) 地域づくり委員会の協議 ちいきしえんたいせい (2) 地域支援体制づくりの推進	けんいき せっち ちいき いいんかい もうしたてどう ① 14圏域に設置した地域づくり委員会において、申立等のあった事案や地域課題について協議。 ○ 地域づくり委員会 14圏域計 19回 かくそうごうしんこうきょく しんこうきょく ちいき れんけい ① 各総合振興局・振興局と地域づくりコーディネーターが連携し、地域づくりガイドラインを活用しながら、市町村の相談支援体制づくり等の取組を支援。 こうしゃ ほっかいどう れんめい せっち ほっかいどうちょうかくしやう しゃじょうほう ② (公社)北海道ろうあ連盟が設置する北海道聴覚障がい者情報センター(令和元年8月1日開設)の運営を支援。

3 障がい者の就労支援

こく ちく 項 目

おも とりくみないよう 主な取組内容

(1) 障がい者条例に
基づく就労支援推
進計画の推進

① 経済団体などの参画も得て「北海道障がい者就労支援推進委員
会」を開催し、第5期北海道障がい福祉計画に基づき、関係機関
と連携しながら取組を推進。

○ 北海道障がい者就労支援推進委員会 3回

(2) 企業等と連携し
た就労支援の取組
の推進

① 「障がい者就労支援企業認証制度」の登録を推進。

○ 令和3年3月31日現在 189社

② 障がい者の就労を応援する企業や市町村を登録する制度（アクショ
ン）の普及推進。

○ 令和3年3月31日現在 587企業、75市町村

(3) 障害者就労施設
等への官公需の発
注促進

① 特定随意契約制度を活用するなどして、道及び市町村等による障害
者就労施設等への優先的な発注を促進。

○ 道の障害者就労施設等からの物品等の調達実績
令和元年度 540件 120,426千円

(4) 障がい者条例に
基づく指定法人制
度の推進

① 「北海道障がい者就労支援センター」において、専用のホーム
ページ（ナイスハートネット北海道）などを活用し、企業の仕事を障害者
就労施設等につなぐ共同受注や専門家派遣による商品開発の技術指導
を実施。

○ 企業と障害者就労施設等の商談成約件数 165件

(5) 障害者就労施設
等の製品の販路拡
大

① 道と民間企業等との包括連携協定に基づき、大型商業施設で障害者
就労施設等の製品を販売、コンビニエンスストアチェーン店のポイン
ト交換ギフトカタログで障害者就労施設等の製品を取扱い。

○ アリオ札幌店及びイオン苫小牧店
毎月2日間開催（4～9月は中止）

○ セイコーマートギフトカタログでの取扱
2020年度カタログに19事業所26アイテムが掲載

② 農福連携マルシェの開催による障害者就労施設等の製品の販売。

○ 全道4都市4会場で開催

令和2年度 地域づくり委員会への協議申立等の受付状況

1 協議申立等の受付状況と処理の経過

(単位：件)

受付状況		処理の経過	
内容	件数		
協議申立等 受付件数 ※	3		
申立書受理	3	協議終了	
		地域づくり委員会での協議中	
		相手方への調査結果を申立人に伝えたと ころ、委員会の協議に至らず終了	
		事情の変更により終結	
		地域づくり委員会の協議に向け開催準備中	
相談のみ	3	相談者への説明・助言による終了	1
		他の相談専門機関等の紹介による終了	1
		相談取下げ	
		相談継続中	1

※ 前年からの継続案件含む

2 圏域別受付状況

(単位：件)

圏域名	空知	石狩	後志	胆振	日高	おshima 波島	ひやま 檜山	かみかわ 上川	るまい 留萌	そらや 宗谷	オホー ツク	とから 十勝	くしろ 釧路	ねむろ 根室	ごうけい 合計
申立書受理															
相談のみ		3													3
合計		3													3

3 障がい種別別受付状況

(単位：件)

障がい種別	身体障がい							知的障がい	せいしん 精神障がい	はつたつ 発達障がい	その他	ふぬい 不明	ごうけい 合計
	しやく 視覚障がい	ちゆうかく 聴覚障がい	しんたい 肢体不自由	うちゅう 内部障がい	そなた その他	ふぬい 不明	けい 計						
申立書受理													
相談のみ			1				1	2					3
合計			1				1	2					3

4 申立・相談分野別受付状況

(単位：件)

分野	まいかつ 生活	せいど 制度	ぎやくたい 虐待	しやうらう 就労	ぎやうせい 行政	こうつう 交通	きやういく 教育	いりやう 医療	ごうけい 合計
申立書受理									
身体障がい									
知的障がい									
精神障がい									
発達障がい									
ふぬい 不明・その他									
相談のみ	2						1		3
身体障がい	1								1
知的障がい	1						1		2
精神障がい									
発達障がい									
ふぬい 不明・その他									
合計	2						1		3
身体障がい	1								1
知的障がい	1						1		2
精神障がい									
発達障がい									
ふぬい 不明・その他									

令和2年度 地域づくり委員会における主な協議事項

しんこうきょく 振興局	かいさい かいすう 開催回数	きょうぎ じこう 協議事項
そらち 空知	2	ちいき かだい パーキングパーミットについて(地域課題) さいがいじ しょう しゃ たいおう ちいき かだい 災害時における障がい者への対応について(地域課題) さいがいじ しょう しゃ しえん ちいき かだい 災害時における障がい者への支援について(地域課題)
いしかり 石狩	1	しょうがいじゆ さべつ かいしょうほう ちいき かだい 障害者差別解消法について(地域課題)
しりべし 後志	1	こうえい じゅうたく かつよう とりぐみ ちいき かだい 公営住宅をグループホームとして活用する取組(地域課題)
いぶり 胆振	0	しんがた かんせんかくたいぼうし かんてん かいさい じしゆく (新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から開催を自粛)
ひだか 日高	3	しょう ぶくし けいかく しんちよひょうきょう 障がい福祉計画の進捗状況 しょうがい かのた ちいき じゅうみん そうご りかい ちいき かだい 障害のある方と地域住民の相互理解について(地域課題) ちいき いいんかい とりぐみ しょうかい 地域づくり委員会の取組紹介
おしま 渡島	1	ちいき いいんかい ほうほう くふう 地域づくり委員会のPR方法の工夫について か ちいき いいんかい とく コロナ禍における地域づくり委員会の取り組みテーマについて
ひやま 檜山	1	しょう しゃ ちいき いばしょ ちいき かだい 障がい者の地域での居場所について(地域課題)
かみかわ 上川	1	けんり しょうご すいしん ちいき かだい 権利擁護の推進について(地域課題) さべつ かいしょうしえん ちいき きょうぎかい 差別解消支援地域協議会について
るまい 留萌	2	しょう しゃ りかい そくしん ちいき かだい 障がい者への理解促進について(地域課題) しゅうろう しえん たいせい ちいき かだい 就労支援体制について(地域課題) しょうがいしやぎやくたい ほうしほう しょうがいしや さべつ かいしょうほう 障害者虐待防止法、障害者差別解消法について
そうや 宗谷	2	しゅうろうしえん ちいき かだい 就労支援について(地域課題) そうだんしえんたいせい じゅうじつ きょうか ちいき かだい 相談支援体制の充実・強化について(地域課題) しょう じ しゃ ちいき じゅうみん そうご りかい ちいき かだい 障がい(児)者と地域住民の相互理解(地域課題)
オホー ツク	2	しょう しゃしゅうろう ちいき かだい 障がい者就労について(地域課題)
とち 十勝	1	しょう しゃ しんがた えいきょうか かだい 障がい者の新型コロナウイルス影響下における課題について しょう とくせい おう さいがい じ そな ちいき かだい 障がいの特性に応じた災害時の備えについて(地域課題)
くしろ 釧路	1	しょう しゃ すいしん 障がい者のテレワークの推進について えんかく しゅわ じぎょう がいよう 遠隔手話サービス事業の概要について
ねむろ 根室	1	しょう じ しえん ちいき かだい 障がい児支援について(地域課題)
ごうけい 合計	19	

令和2年度 北海道障がい者権利擁護センター相談・通報等対応状況

1 虐待相談等件数

55件（ほかに北海道労働局からの通報処理62件）

(1) 虐待相談の虐待者（疑い）と被虐待者（疑い）の障がい種別 (単位：件)

		虐待相談の虐待者（疑い）				ごうけい 合計
		ようご しゃ 養護者	じゆうじ しゃ 従事者	しょう しゃ 使用者	じゆうじしゃ・ しょうしゃ 使用者	
ひぎやく 被虐待 たいしゃ 待者 (疑 い) の障 がい しゅべつ 種別	しんたいしょう 身体障がい		1	1		2
	ちてきしょう 知的障がい	1	13	3		17
	せいしんしょう 精神障がい	1	2	6	7	16
	しんたい ちてきしょう 身体、知的障がい	1	5			6
	しんたい せいしんしょう 身体、精神障がい	2	1		1	4
	しんたい ほうたつしょう 身体、発達障がい				1	1
	ちてき せいしんしょう 知的、精神障がい		3			3
	せいしん ほうたつしょう 精神、発達障がい			1		1
	しんたい ちてき せいしんしょう 身体、知的、精神障がい		1			1
	た その他		3	1		4
	ごう けい 合計	5	29	12	9	55

(2) 虐待相談の種別・類型（重複あり） (単位：件)

		虐待相談の種別・類型					ごうけい 合計	
		しんたいできぎやくたい 身体的虐待	せいできぎやくたい 性的虐待	しんりてき ぎやくたい 心理的虐待	ほうき ほうにん 放棄・放任	けいざいてきぎやくたい 経済的虐待		
ひぎやく 被虐待 たいしゃ 待者 (疑 い) の障 がい しゅべつ 種別	しんたいしょう 身体障がい			1			1	2
	ちてきしょう 知的障がい	7	4	7	2		2	22
	せいしんしょう 精神障がい	4	3	12	2		6	27
	しんたい ちてきしょう 身体、知的障がい	4	1	2			1	8
	しんたい せいしんしょう 身体、精神障がい			2	1		1	4
	しんたい ほうたつしょう 身体、発達障がい			1			1	2
	ちてき せいしんしょう 知的、精神障がい	3						3
	せいしん ほうたつしょう 精神、発達障がい			1				1
	しんたい ちてき せいしんしょう 身体、知的、精神障がい						1	1
	た その他	2		3				5
	ごう けい 合計	20	8	29	5	13	75	

2 虐待相談以外の相談・照会件数 (単位：件)

ぎやくたいそうだん いがい そうだん 虐待相談以外の相談	6
しちやうそんとう しょうかい そうだん 市町村等からの照会・相談	
ごう けい 合計	6

※「虐待相談以外の相談」の主なもの
・医療機関や施設等への不満 等

3 虐待相談の概要

ばんごう 番号	ひぎやくたいしや 被虐待者 うたが (疑い)の障 がい種別	ぎやくたい うたが 虐待(疑い) るいけい の種類	ぎやくたいしや うたが 虐待者(疑い)	がいよう 概要	たいおろ センターの対応
1	ちてき 知的	せいにてき 性的	じゆうじしや 従事者	しどういん りようしや じたく 指導員が、利用者の自宅(グループホーム)を訪問し、性的関係を持った。職員でないと 知ることのできない利用者の情報や関係性を利用した。指導員は退職済みのた め、事業所へ再発防止の指導予定。	しちやうそん ほうこく 市町村からの報告を受 り ほうたい じゆう 理(法第17条)
2	ちてき 知的	しんたいてき しんりてき 身体的、心理的	じゆうじしや 従事者	りようしや さびよう 利用者が作業で使用している鋼線を乱雑に扱っていたため職員が注意したところ、注 意された利用者が他の利用者に向かっていったため、職員がその利用者を制止しよう とした際、胸ぐらや服を引っ張り外へ引きずり出し、激しい口調で叱責した。	しちやうそん ほうこく 市町村からの報告を受 り ほうたい じゆう 理(法第17条)
3	ちてき 知的	しんりてき 心理的	じゆうじしや 従事者	しえんいん さびようちゆう りようしや 支援員が作業中の利用者の課題を取り上げて利用者走り回らせた。利用者は支援 員に追いつかず、課題を返すよう支援員に訴えた。支援員としてはコミュニケーションの つもりであった。	しちやうそん ほうこく 市町村からの報告を受 り ほうたい じゆう 理(法第17条)
4	せいしん ほうたつ 精神・発達	しんりてき 心理的	しりようしや 使用者	さいようまえん けいさく 採用面接時に、被虐待者の得意・不得意について話したが、上司から「そんなこと できないの？」等言われた。管理者にその旨相談したところ、上司の異動があったが、 1~2ヶ月で元の環境に戻され、叱責に耐えられず離職した。	らうどうきょく ほうこく 労働局へ報告 ほうたい じゆう (法第24条)
5	しんたい せいしん 身体・精神	けいざいてき 経済的	じゆうじしや 従事者	にゆうしん まえ ぼくご ねんきん ばらた 入院前には、保護費と年金、働いたお金を1週間毎に8,500円渡されていたが、退院後 3週間以上経つのに、1,250円を1回しか渡されなかった。また、必要のないに車椅子を 買わされた	しちやうそん ほうこく 市町村からの報告を受 り ほうたい じゆう 理(法第16条)
6	しんたい 身体	しんりてき 心理的	しりようしや 使用者	2年前に老人ホームで働いていた時に、施設長や同僚の看護師から暴言を吐かれたり した。また、労災手続き中に勝手に解雇され、離職票も勝手に書かれた。	らうどうきょく ほうこく 労働局へ報告 ほうたい じゆう (法第24条)
7	ちてき せいしん 知的・精神	しんたいてき 身体的	じゆうじしや 従事者	ちゆうしやくちゆうたいしりやうじ きら 昼食中に対象児が嫌いなトマトを残しており、支援員が食べるように指導するが、床に ひっくり返って食べないと駄々をこねたため、右ほほにびんたした。その後鼻血が出て、 保健師に相談。	しちやうそん ほうこく 市町村からの報告を受 り ほうたい じゆう 理(法第17条)
8	しんたい 身体	けいざいてき 経済的	じゆうじしや 従事者	ヘルパーがATMで、利用者のキャッシュカードを用い、許可なしに30,000円を引き出し た。また、利用者の通帳を許可なしに持ち帰り、ヘルパーの自宅に廃棄した。	しちやうそん ほうこく 市町村からの報告を受 り ほうたい じゆう 理(法第17条)
9	ちてき 知的	しんたいてき 身体的	じゆうじしや 従事者	本人による粗暴行為に対する制止行動の際に、とっさに手が出てしまい、本人の顔を 2、3回叩いた。その後、時間をおいて再びなされた粗暴行為に対して制止を行う際 にも、同様に手が出てしまい、本人の顔を2、3回叩いた。	しちやうそん ほうこく 市町村からの報告を受 り ほうたい じゆう 理(法第17条)
10	しんたい せいしん 身体・精神	しんりてき 心理的	ようごしや 養護者	母親に入院費を勝手に決められる。また、体調が悪くなって救急車を呼ぼうすると、弟 から税金の無駄と言われたり、仕事をしないで遊んでいる、等言われる	しちやうそん ほうこく 市町村からの報告を受 り ほうたい じゆう 理(法第7条)
11	しんたい せいしん 身体・精神	ネグレクト	ようごしや 養護者	体調が悪くなくても、妻は病院に連れて行かず、放置する。	しちやうそん ほうこく 市町村からの報告を受 り ほうたい じゆう 理(法第7条)
12	しんたい ちてき 身体・知的	しんたいてき 身体的	じゆうじしや 従事者	児童は、テーブルや椅子など硬いものをかじっては、その刺激で発作を起こし、倒れて けがをすることが多く、拭き掃除中に児童がテーブルに移動しようとしたので、児童の首 に手を回して引き寄せたり、児童の右膝に足を叩きつけて乗せる等の行為があった。	しちやうそん ほうこく 市町村からの報告を受 り ほうたい じゆう 理(法第17条)
13	ちてき 知的	せいにてき 性的	じゆうじしや 従事者	りようしや の 送迎中に、助手席に乗車している利用者に対し、太ももや陰部を触り、わいせ つな言葉を使った。	しちやうそん ほうこく 市町村からの報告を受 り ほうたい じゆう 理(法第17条)
14	せいしん 精神	しんたいてき しんりてき 身体的、心理的	しりようしや 使用者	惣菜のパック詰め作業中、もたついていた従業員に対して、使用者が作業を代わり、頭 を5~6回殴りながら、「頭あるんだつたら、頭使ってやれ」と言った。	らうどうきょく ほうこく 労働局へ報告 ほうたい じゆう (法第24条)
15	ちてき 知的	しんたいてき 身体的	じゆうじしや 従事者	障害者用トイレに寝転んでいた利用者に対し、腹を立てた従業員が、利用者を居室へ 移動させ、漂白剤の容器で複数回殴打した。	しちやうそん ほうこく 市町村からの報告を受 り ほうたい じゆう 理(法第17条)
16	ちてき 知的	しんたいてき 身体的	じゆうじしや 従事者	生活支援員が、利用者に向かって、意図的に次亜塩素酸を噴霧し、それが利用者にか かった。(支援員は利用者への対応に苦慮していたが、事業者側から具体的な助言を もらえていなかった)	しちやうそん ほうこく 市町村からの報告を受 り ほうたい じゆう 理(法第17条)
17	しんたい ちてき 身体・知的	しんたいてき しんりてき 身体的、心理 的、経済的	ようごしや 養護者	同居する母や妹から、髪や首根っこを掴んで振り回されたり、障害年金を取られたり、家 の中で家婦扱ひされる。	しちやうそん ほうこく 市町村からの報告を受 り ほうたい じゆう 理(法第7条)
18	ちてき 知的	しんたいてき けいざいてき 身体的、経済的	ようごしや 養護者	金銭管理者である叔父から、3月以降小遣ひの振り込みが無く、特別定額給付金が おろされず渡された様子もない。また、本人から、叔父からげんこつで殴られたり、物置に閉じ込め られた旨の申し出があった	しちやうそん ほうこく 市町村からの報告を受 り ほうたい じゆう 理(法第7条)
19	しんたい ちてき 身体・知的	しんりてき 心理的	じゆうじしや 従事者	事業所職員から利用者に対し、強い口調で注意や作業の指示、また吃音のある利用者 の話し方を真似する等、不適切な処遇と言葉遣い	しちやうそん ほうこく 市町村からの報告を受 り ほうたい じゆう 理(法第17条)
20	た その他	しんりてき 心理的	じゆうじしや 従事者	施設長が大きな声で怒鳴り散らす、利用者に対して痛くも暑くも寒くも仕事をする よう言った、利用者に対し、「説教タイム」と称して、1時間以上にわたる説教を行った、 複数の職員が利用者をつまみ付けで呼ぶ等	しちやうそん ほうこく 市町村からの報告を受 り ほうたい じゆう 理(法第17条) どうもない ちやう しょうこ 同内容が町及び振興 局にも送付されている ため報告のみ

21	知的	心理的、経済的	使用者	上司から「バカ」「キチガイ」といった言葉で罵られた。また、22年間実習生という雇用形態で働いていた。	労働局へ報告 (法第24条)
22	精神	心理的、ネグレクト	使用者	職場の同僚から暴力を受けたことがあるが、見ていた上司は助けてくれなかった。また、自分の気になることを上司に相談したところ、他の従業員がいる前で上司に怒鳴られた。	労働局へ報告 (法第24条)
23	精神	経済的	使用者	障がい者を最低賃金未満の時給で雇用している。	被虐待者の住所が不明なため、事業所を管轄する振興局に情報提供
24	知的	心理的	従事者	支援員から自尊心を傷つけるような暴言や暴力を示唆する脅しを言われた。	市町村からの報告を受け 理(法第17条) 施設所在地である振興局に情報提供
25	知的	性的	従事者	職員が利用者と計4回にわたり性行為をした。利用者が体を触られ、当初は拒否したが、別な日には拒否しきれず、性行為に至った。	市町村からの報告を受け 理(法第17条)
26	身体・知的	性的	従事者	①施設職員が利用者と軽トラックで移動中、走行している車中で、右膝・右肩から背中、胸を触った ②仕事の昼休み中に胸など触られたり、送迎中の車内で下腹部を触られた等	市町村からの報告を受け 理(法第17条)
27	知的	性的	従事者	職員が入居者と私用の連絡先を交換し、性的な内容が含まれたやりとりを行っていた。	市町村からの報告を受け 理(法第17条)
28	身体・発達	心理的、経済的	従事者、使用者	①職員に事実と違う事を事業所内で広められた。 ②職員から「過去に友達から麻薬をもらっていた」と言われ恐怖を感じた。 ③施設外就労先で出た交通費を事業所の収入にされていた。	労働局へ報告 (法第24条)
29	精神	心理的	従事者、使用者	管理者が、一部の障がい者に対し、きつい口調で話し、無視をしたり、仕事を与えないようにしていた。対象となった障がい者は体調を崩した。	市町村からの報告を受け 理(法第17条)
30	身体・知的	身体的	従事者	管理者(兼サービス管理責任者)が、投薬に係る判断経路などを整備しないまま、独自の判断により利用者に対し、他利用者の薬剤(リスパリドン)を追加で投薬し、身体に重大な影響を与える可能性のある行為を行った。	市町村からの報告を受け 理(法第17条)
31	精神	心理的	使用者	職場で、線維筋痛症やパニック障害に対しての配慮が無く、また上司や同僚から、「何もたまたましてるの」等きつい口調で言われたり等して、目眩や吐き気を催し、職場に行けなくなった。	労働局へ報告 (法第24条)
32	精神	心理的、経済的	従事者、使用者	職員が作業中に利用者にも暴言を言ったり、面白がって何度も「生活保護を止めるぞ」と言う。 対象となった利用者はうつ病になった。	労働局へ報告 (法第24条)
33	精神	心理的、ネグレクト	使用者	職場の同僚から仕事が遅いと言われたり、強い口調で叱責を受けたりしたが、上司に相談しても改善策が講じられることはなかった。また、上司に仕事の悩みを相談したところ、「それなら辞めた方がいい」と言われた。	労働局へ報告 (法第24条)
34	知的	心理的	使用者	自身のスマホが壊れたため携帯ショップに立ち寄ってから出勤したい旨、LINEで所長に連絡したところ、脅迫めいた内容の返答が立て続けにあり、非常に怖い思いをした。 なお、以前にも他の上司に頭ごなしに怒鳴られたことで精神的に不安定になっている。	労働局へ報告 (法第24条)
35	精神	身体的、経済的	養護者	障害年金と保護費が親に使われている。また、親から傷をこすられたり浴槽に顔を沈められたりした。	市町村へ通報 (法第7条)
36	精神	身体的、心理的、ネグレクト	従事者	利用者はグループホームに入居しているが、管理者より、具合が悪くても「若いんだから行きなさい」と作業所に強制的に行かされたり、髪を引っ張られたりする。	市町村へ通報 (法第16条)
37	知的	ネグレクト	使用者	同じ職場の職員2名から、他の従業員がいる前で、「さっさとやれや」「気づかえぬのか」「前も教えたら」等の発言で罵られ続けた。10/21の勤務を最後に無断欠席した。	労働局へ報告 (法第24条)
38	精神	心理的	従事者、使用者	事業所のあるビルの喫煙所に、施設長に「辞めさせようと考えているので」と言ったら、「あなたの思っている通り。辞めさせようと思ってそういう対応をした」と言われ、ショックで傷ついた。その後施設長から無視されるようになった。	労働局へ報告 (法第24条)

39	せいしん 精神	しんりてき 心理的	しようしや 使用者	しごと おし ひと あいきつ かえ とびら つよ し 仕事を教えてくれる人から、挨拶をしても返してくれなくなったり、扉を強く閉められたり など てんちよう そうだん ちようせい など はいりよ おれ 等されたため、店長に相談したところ、シフトの調整等の配慮がなされたが、「俺だって せいしんか い なんだい 精神科行きたいわ」等言われた。	らうどうきく ほうこく 労働局へ報告 ほうたい じよう (法第24条)
40	た その他	しんりてき 心理的	じゆうじや 従事者	りようしや しよくいん じゆうかい なか しよくいん りようしや あたら しせつちよう りじ がわ りつ 利用者と職員との集会の中で、職員から利用者に、「新しい施設長が、理事側からの立 こうほしよ きぎよ いま しよくいん ぜんいんや きゆうりよう な 候補者になれば、作業はなくなるし、今いる職員も全員辞めると、給料は無くなる」との せつめいがあり りようしや おど かん せいしんてき ふあんかん おほ 説明があり、利用者は驚きと感じ、精神的に不安感を覚えた。	しちようそん ほうこく じゆ 市町村へ通報及び振 こうきやく じゆうほうていききよう 興局へ情報提供 ほうたい じよう (法第16条)
41	ちてき 知的	しんたいてき 身体的	じゆうじや 従事者	しえんいん ない むな つか ひらてう 支援員から、ビニールハウス内で胸ぐらを掴まれて平手打ちをされた。	しちようそん ほうこく じゆ 市町村からの報告を受 り ほうたい じよう 理(法第17条)
42	た その他	しんたいてき しんりてき 身体的、心理的	じゆうじや 従事者	ひたい たた こうい あたは ぼほ たた こうい くらふく かわ うたつ りようしや たい 額を叩く行為、頭や頬を叩く行為があった。空腹やのどの渇きを訴える利用者に対し、 ほうげん ふだん りようしや ごうあつてき たいど ふてきせつ はつげん く かえ 暴言があった。普段から利用者へ高圧的な態度や不適切な発言が繰り返されていた。	しちようそん ほうこく じゆ 市町村からの報告を受 り ほうたい じよう 理(法第17条)
43	ちてき 知的	しんりてき 心理的	じゆうじや 従事者	しえんいん ちゆうしよくい しせつ ないしよくいどう りようしや たい ほんごし などで ほう 支援員が、昼食時に施設内食堂において「半強迫に対して「半強迫にしてやる」等の暴 げん は いあつてき たいど おこな ほかにちしうてき ふくずく りようしや たい はや た 言を吐き、威圧的態度を行った。その他日常的に複数の利用者に対して「早く食べれ」 など ふてきせつ げんどう 等の不適切な言動があった。	しちようそん ほうこく じゆ 市町村からの報告を受 り ほうたい じよう 理(法第17条)
44	しんたい ちてき 身体・知的	しんたいてき 身体的	じゆうじや 従事者	しよくいん けい 食堂で夕食の食事中、利用者が大きな声で食事の不満を言っていたので、職員が聞 き、「いいから黙って食べ」と注意した後、利用者が支援員に熱いお茶をかけ、カッとした しえんいん りようしや け 支援員が利用者を蹴った。	しちようそん ほうこく じゆ 市町村からの報告を受 り ほうたい じよう 理(法第17条)
45	しんたい せいしん 身体・精神	しんりてき 心理的	じゆうじや しようしや 従事者、使用者	しゆき おび じゆうたい かんりしや じぶん きじよう お こん ばこ み げきどう だれ 酒気帯び状態の管理者が、自分の机上に置いてあった段ボール箱を見て激昂し、「誰 だ！」と怒声を放ち、利用者呼び出した後、一方的に威圧的に「これはどういうことな らんだ！」と言いつつ放つた。	しちようそん ほうこく じゆ 市町村からの報告を受 り ほうたい じよう 理(法第17条)
46	せいしん 精神	しんたいてき せいてき 身体的、性的、 心理的、経済的	じゆうじや しようしや 従事者、使用者	じぎょうしよ しよくいん あつ も など いや せいてき ひがひ せいこうい ききよう きが 事業所職員から熱いものを持たせる等の嫌がらせや、性的被害(性行為の強要や着替 え中のロッカー室に入ってくる等)を受けた。また、床掃除の際に「床に這いつくばつて、 ふい い りようしよ せいしん びんどう じぎょうしよ ききようせいめいこ か 拭け」と言われた。利用者が職員を平手打ちしたため事業所を強制解雇となったが、解 雇後30日の給与保証がされていない。	らうどうきく ほうこく 労働局へ報告 ほうたい じよう (法第24条)
47	ちてき 知的	しんたいてき しんりてき 身体的、心理的	じゆうじや 従事者	ちゆうよくちゆう しよくいん すす りようしや たい むりやり お こ は だ 屋敷中、食事が進まない利用者に対して、無理矢理はるさめを押し込み、むせて吐き出 したものが体にかかり、直情的に怒り、床に投げ飛ばした。「お風呂の時は覚えておけ よ」と高圧的な態度で接していた	しちようそん ほうこく じゆ 市町村からの報告を受 り ほうたい じよう 理(法第17条)
48	せいしん 精神	せいてき 性的	じゆうじや 従事者	きしつ 居室において、マスク越しにキスをした。	しちようそん ほうこく じゆ 市町村からの報告を受 り ほうたい じよう 理(法第17条)
49	せいしん 精神	しんりてき けいざいてき 心理的、経済的	じゆうじや しようしや 従事者、使用者	かんりしや そうたい おお しごと ちゆう せい い わる きぎょう おそ ほうげん う サービス管理者から「早退が多い、仕事での姿勢が悪い、作業が遅い」などの暴言を受 けた。給料を払わないとも言われた。1月分の給与が1日分3,950円少なかった	らうどうきく ほうこく 労働局へ報告 ほうたい じよう (法第24条)
50	せいしん 精神	しんりてき けいざいてき 心理的、経済的	じゆうじや しようしや 従事者、使用者	ちんぎん みばら りようしや じぎょうしよ しつもん じぎょうしよ かいしや つぶ 賞金の未払いについて、利用者が事業主に質問したところ、事業主が「会社を潰すしか ない」と返答。また「役所に通報した奴は辞めて欲しい」等発言し、利用者とは口論になり、 利用者に対して暴言を吐いた。	らうどうきく ほうこく 労働局へ報告 ほうたい じよう (法第24条)
51	ちてき せいしん 知的・精神	しんたいてき 身体的	じゆうじや 従事者	ていき じゆしん かえ かつて か もの きしよ りゆう かんりしや けん かんり 定期受診の帰りに勝手に買い物をして帰所したことを理由に、管理者兼サービス管理 責任者から注意され、頭部を拳骨で1回叩かれた	しちようそん ほうこく じゆ 市町村からの報告を受 り ほうたい じよう 理(法第17条)
52	た その他	しんたいてき 身体的	しようしや 使用者	ぎょうむ じゆうじちゆう ぎょうむ りゆう よう からだ ほうこう くわ 業務に従事中、業務におけるミスで理由にパイプの様なもので体に暴行を加えられた。 また過去にも同様の暴行が認められる。	らうどうきく ほうこく 労働局へ報告 ほうたい じよう (法第24条)
53	せいしん 精神	せいてき 性的	じゆうじや しようしや 従事者、使用者	えいぎょう しゆうりようご じぎょうしよ ない もど かがいしや ひがいしや だれ じぎょうしよ ない せいてき こうい 営業終了後に事業所内へ戻り、加害者と被害者が誰もいない事業所内で性的行為をし た。また、休憩室で被害者が更衣中に加害者が誤って入室したが、すぐに謝罪して退出 するのではなく、そのまま休憩室内の冷蔵庫にあった飲み物を取りに入った。	しちようそん ほうこく じゆ 市町村からの報告を受 り ほうたい じよう 理(法第17条)
54	ちてき せいしん 知的・精神	しんたいてき 身体的	じゆうじや 従事者	かんりしや けん かんり せきにしんや ほほ たた 管理者兼サービス管理責任者から頬を叩かれた	しちようそん ほうこく じゆ 市町村からの報告を受 り ほうたい じよう 理(法第17条)
55	しんたい ちてき 身体・知的・ せいしん 精神	けいざいてき 経済的	じゆうじや 従事者	しせつ かんりしや にゆうしよしや きんせん おうりよう 施設管理者が入居者の金銭を横領した	しちようそん ほうこく じゆ 市町村からの報告を受 り ほうたい じよう 理(法第17条)

<p>だい じゅう かんけいほうれいどう ちようわ</p>	<p>第9条 関係法令等との調和</p>	
	<p>○障がい者就業・生活支援センターの設置促進</p> <p>■ 障がい者雇用促進法に基づき、道内11ヶ所にセンターを設置し、障がい者の職業生活における自立を図るための就業支援や就業に伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を行った。</p>	<p>けいざいぶ ほけんふくしふ 保健福祉部</p>
	<p>○障がい者の雇用拡大に向けた社会機運の醸成</p> <p>■ 障がい者雇用促進法に基づく障がい者雇用率の状況を踏まえ、道内主要経済5団体や、地域の主要経済団体に対する障がい者雇用促進についての要請を実施した。</p> <p>■ 障がい者雇用の現状を紹介する「障がい者雇用促進パネル展」を開催し、道民の障がい者雇用に関する一層の理解促進を図った。</p>	<p>けいざいぶ 経済部</p>
	<p>○第6期北海道障がい福祉計画の策定等</p> <p>■ 障がい者総合支援法に定める第5期北海道障がい福祉計画（平成30～令和2年度）に基づく施策の推進管理を行うとともに、第6期北海道障がい福祉計画（令和3～5年度）を策定した。</p>	
<p>だい じゅう どうみんとう りかい そくしん</p>	<p>第10条 道民等の理解の促進</p>	
	<p>○北海道パラスポーツ連携促進事業（パラアスリート発掘プロジェクト）</p> <p>■ パラリンピックなどの国際大会に向けて、道内出身のパラアスリートの発掘及びパラスポーツの普及・啓発のため、オンラインセミナーを開催した。</p>	<p>かんきようせいかつぶ 環境生活部</p>
	<p>○農福連携推進事業費</p> <p>■ 農業分野における雇用労働力の確保に向けた取組の一つとして、福祉事業所が農業の基礎知識を学ぶための相談窓口を各振興局に設置したほか、福祉事業者と農業者等との相互理解を深めることを目的としたセミナー等を開催した。</p>	<p>のうせいぶ 農政部</p>
	<p>○障がい者条例に係る普及啓発事業</p> <p>■ 各種会議や研修等における障がい者条例の概要説明や、イベント等における条例のパネル展示により、広く条例の理念の普及を図った。</p> <p>■ 障がい者差別解消法、ヘルプマーク等のリーフレットをイベント等で配布し、周知、啓発活動を行った。</p>	<p>ほけんふくしふ 保健福祉部</p>
	<p>○就労支援に関する普及啓発</p> <p>■ 道の広報媒体等を活用し障がい者就労支援に関する普及啓発を実施した。</p> <p>■ 申請のあった道民・企業等に対し、「障がい者の就労支援」ロゴマークの使用を承認し、名刺等へ掲載すること等により、障がい者就労支援に関する普及啓発を行った。</p> <p>■ 道及び指定法人により、企業・経済団体、関係機関等に対し、アクション及び障がい者就労支援企業認証制度のPRを行うとともに、道内企業等の取組を道ホームページで公表し、障がいのある方の就労支援に関する理解の促進を図った。</p> <p>■ 全道11箇所障がい者就業・生活支援センターにおいて、障がいのある方の生活支援を行なった。</p> <p>■ 障がい福祉サービス事業所の農業への参入を支援するとともに、農業に取り組む事業所による販売イベント「農福連携マルシェ」等を開催した。また、各（総合）振興局において、「ミニマルシェ」を開催した。</p> <p>■ 障がい者雇用の可能性がある産業の業界関係者にコーディネーターを派遣するなどして、障がい者雇用の理解促進を図った。</p>	<p>ほけんふくしふ 保健福祉部</p>

第11条 企業等の取組の支援

○障がい者の雇用拡大に向けた社会機運の醸成

- 保健福祉部・経済部の出先機関における庁舎清掃業務の委託契約において、総合評価競争入札制度を実施した。
- 経済部における一部委託業務において、プロポーザル方式による随意契約を実施し、障がい者雇用事業所に配慮した企業に対しての優遇措置を行った。
- 労働政策協定に基づき北海道労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構との共同により、北海道教育庁と連携し、道央圏の特別支援学校16校において、企業向け見学会を開催し、企業の障がい者雇用への意識の醸成を図った。

保健福祉部
けいざいぶ
経済部

○民間企業等との協働事業

- 大型商業施設（アリオ札幌・イオン苫小牧店）での障害者就労施設等の製品の販売イベントを実施した。
- コンビニエンスストアチェーン店（セイコーマート）のポイント交換ギフトカタログで障害者就労施設等の製品を取り扱うことにより、障害者就労施設等の製品の販路拡大を行った。

保健福祉部

○企業等の取組支援

- 障がい者就労支援業務を一元的に推進する指定法人である北海道社会福祉協議会内の北海道障がい者就労支援センターにおいて、マッチング事業や商品開発等に関する総合的なサポート業務を実施し、障害者就労施設等の販路の確保を推進した。
- 道及び指定法人が企業、経済団体及び関係機関等に対し、企業認証制度及びアクションのPRを行うとともに、登録企業等の取組を道ホームページで公表した。
- 認証の取得を促進するための配慮措置の一つである、総合評価競争入札を実施した。
- 就労移行支援事業所のサービスの質の向上を図るため、自己評価制度による評価を実施し、評価結果を公表した。
- 全道11箇所の障害者就業・生活支援センターにおいて、障がい者の生活支援を行った。

保健福祉部

○優先調達の推進

- 障害者就労施設等への官公需の発注促進のため、優先調達方針を策定し、周知を図るなどとして、特定随意契約制度の全庁的な活用を推進した。

保健福祉部

第12条 医療とリハビリテーションの確保

○北海道病院事業

- 精神医療
道立病院として圏域における精神医療の中核的役割を担っているほか、訪問看護などにより社会復帰と在宅生活の支援を行った。
また、緑ヶ丘病院では精神科救急医療を中心的に担う高規格の精神科専門病棟として、スーパー救急病棟を運用した。
- 精神科リハビリテーション
みどりが丘病院及び向陽ヶ丘病院において、回復途上にある精神障がい者の円滑な社会復帰を促進するため、精神科デイケアを実施した。
- 児童思春期精神医療
みどりが丘病院において、先駆的・専門的な児童・思春期患者の外来医療を提供した。
- 小児高度専門医療
子ども総合医療・療育センターにおいて、小児高度専門医療と療育の一体的な提供のほか、ハイリスクの胎児や新生児に対する周産期医療、先天性心臓疾患に対する最先端医療、医療と療育が連携した医学的リハビリテーションなどの機能を提供した。

道立病院局

○身体障害者扶助費（更生医療）

- 市町村が実施する、障がい者が日常生活能力等の回復、向上若しくは獲得のために行う医療の支給に要する経費の一部を負担することにより身体障がい者福祉の向上を図った。

保健福祉部

第13条	移動手段の確保	
	<p>○バス利用促進等総合対策事業費補助金</p> <p>■ 高齢者や障がい者等の利便性や安全性向上のため、乗合バス事業者が実施するノンステップバスの導入に対して国と協調して助成を行った。</p>	総合政策部
	<p>○交通安全施設等整備事業</p> <p>■ 歩道のバリアフリー化や視覚障がい者用誘導ブロックの設置を行った。</p>	建設部
	<p>○市町村地域生活支援事業（移動支援事業）</p> <p>■ 屋外での移動が困難な障がい者等の社会参加を促進するため、市町村の移動支援事業に対する助成を行った。また、各市町村においてサービス内容等の格差について、直接市町村職員に対し、サービス提供体制の整備や支給基準の策定について、助言を行った。</p>	保健福祉部
	<p>○盲ろう者通訳・介助員、要約筆記者派遣事業</p> <p>■ 視覚と聴覚の重複障がいのある重度の盲ろう者に対し、外出時の移動等の際に支援を行う介助員を派遣した。また、中途難失聴者等の情報保障のため、要約筆記者を派遣した。</p>	保健福祉部
	<p>○身体障害者補助犬育成事業費補助金</p> <p>■ 北海道盲導犬協会等に助成を行い、身体障がいの者の就労や日常生活等を支援する身体障害者補助犬の育成や普及啓発等を支援した。</p>	保健福祉部
第14条	切れ目のない支援	
	<p>○特別支援教育総合推進事業</p> <p>■ 文部科学省の補助を受け、各教育局における特別支援連携協議会の開催や専門家チームによる巡回相談等に取り組み、個別の教育支援計画の活用や関係機関との連携推進を図った。</p> <p>■ 幼稚園、小・中学校、高等学校の教職員を対象にした「特別支援教育基本セミナー」（14会場）や「特別支援教育充実セミナー」（14会場）、「特別支援教育進路指導協議会」（14会場）を開催、特別支援教育担当者の専門性の向上を図った。</p> <p>■ 「市町村教育委員会就学事務担当者等研修会」（14会場）を開催し、市町村教育委員会の就学事務担当者を支援した。</p>	教育庁
	<p>○発達支援センター事業</p> <p>■ 発達の遅れや障がいのある児童とその家族が、身近な地域において適切な相談支援等を受けることができるよう、市町村が実施する子ども発達支援センターへの支援を行うとともに、地域の中核的な施設として重層的な地域支援を行う市町村中核子ども発達支援センターを認定し、地域連携体制の構築等を行った。</p>	保健福祉部
第15条	保健・福祉及び教育との連携	
	<p>○私立幼稚園等管理運営費補助金</p> <p>■ 特別支援教育の充実を図るため、障がいのある幼児の就園を受け入れている私立幼稚園に対して助成を行った。</p>	総務部
	<p>○特別支援学校における医療的ケア体制整備事業</p> <p>■ 特別支援学校に在籍し医療的ケアが必要な児童生徒の教育機会の確保を図るため、非常勤看護師を配置するとともに、看護師や教員が必要な知識・技能等を習得するための研修会を実施した。</p>	教育庁
	<p>○高等学校における特別支援教育支援員配置事業</p> <p>■ 教育上特別な支援を必要とする、発達障がいを含む障がいのある生徒が在籍する道立高等学校に特別支援教育支援員を配置し、特別支援教育の充実を図った。</p>	教育庁
	<p>○放課後子供教室</p> <p>■ 放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供した。</p>	教育庁

<p>第15条 保健・福祉及び教育との連携（つづき）</p>		
<p>○地域子ども・子育て支援事業費補助金（放課後児童健全育成事業）</p> <p>■ 既存の小学校の余裕教室等の改修等や必要な設備の整備などの環境整備を行うことにより、新たに放課後児童健全育成事業を実施する放課後児童クラブの設置促進等を図った。また、放課後児童クラブを実施する施設（放課後児童クラブ）へのボランティアの派遣や障がい児受入のための支援員の確保等を行う事業に対し助成を行った。</p>	<p>保健福祉部</p>	
<p>○障がい児等支援体制整備事業</p> <p>■ 障がい児等支援体制整備事業 北海道教育庁と協働し、地域での関係機関の連携体制の整備を推進した。</p> <p>■ 発達支援関係職員実践研修事業 北海道教育庁と合同で、14振興局で教員・市町村職員等を対象に研修を行った。</p> <p>■ 難聴児等支援事業 道立聾学校、市町村、関係機関等と連携し、難聴児等の発達の促進を図るための取組を行った。</p>		<p>保健福祉部</p>
<p>第16条 高齢者施策等との連携</p>		
<p>○道営住宅整備事業</p> <p>■ 新たに建設する全ての道営住宅について、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を実施した。</p>	<p>建設部</p>	
<p>○高齢者・障がい者住宅改善支援地域ネットワーク事業</p> <p>■ 高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を続けるため、振興局に建築職、保健・医療関係職等からなる「住宅改善指導チーム」を設置し、市町村を支援することで、住民が住宅改造の相談・助言等を受けられる体制を整備した。</p>	<p>保健福祉部</p>	
<p>○すべての人にやさしいまちづくり推進事業</p> <p>■ 高齢者、障がい者、妊産婦をはじめ、全ての人々にとって利用しやすい建物とするため、道立施設のバリアフリー化等、必要な改善整備を行った。</p>	<p>保健福祉部</p>	
<p>第17条 障がい者の家族に対する配慮</p>		
<p>○児童家庭支援センター運営事業</p> <p>■ 地域に密着した相談・支援体制を強化するため、児童や家庭に対する各般の問題につき、児童、家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童やその保護者に対する指導及び児童相談所等との連携・連絡調整を総合的に行った。また、必要に応じ心理療法等を通じて、子どもの心理的側面からのアプローチを行った。</p>	<p>保健福祉部</p>	
<p>○発達障害者支援センター運営事業</p> <p>■ 発達障害者支援（地域）センターを委託運営し、発達障がい者及びその家族に対し、相談・情報提供等の専門的支援を行うとともに、各地域における市町村及び関係機関の体制整備に対する支援を行った。</p>	<p>保健福祉部</p>	
<p>○精神障がい者家族相談員設置事業</p> <p>■ 精神障がい者家族相談員を設置し、精神障がい者及びその家族等からの相談に応じ、必要な指導、助言を行った。</p>	<p>保健福祉部</p>	
<p>第18条 地域間格差の是正等</p>		
<p>○障がい福祉計画等圏域連絡協議会</p> <p>■ 21障がい福祉圏域ごとに設置した、障がい福祉計画等圏域連絡協議会において、平成30年度から令和2年度までを計画期間とする第5期障がい福祉計画の推進管理、第6期計画に向けたサービス見込み量調整、市町村障がい福祉計画の推進調整及び圏域調整並びに地域づくり委員会に提案する施策上の課題について協議を行った。</p>	<p>保健福祉部</p>	